

福山市広告付き窓口番号案内表示システム設置及び運用保守業務事業者募集要項

福山市では、2026年度（令和8年度）から2031年度（令和13年度）までの広告付き窓口番号案内表示システム（以下「システム」という。）の提供及びその管理等をする事業者（以下「事業者」という。）を募集する。

この事業に応募する事業者は、この要項に定めるところにより手続をすること。

1 事業の目的

この事業は、事業者がシステムを設置し、広告を放映した収入の一部をもってシステムの管理、運営を行い、窓口案内及び受付・交付業務の円滑な実施を図ることを目的とする。

2 設置場所

設置場所は、本庁舎市民課、保険年金課、松永支所松永市民サービス課、北部支所北部市民サービス課、東部支所東部市民サービス課及び神辺支所神辺市民サービス課とする。

3 設置期間

2026年（令和8年）11月1日から2031年（令和13年）10月31日まで
設置期間の開始までに現行と同じ仕様で関連機器が実装できること。

4 システムの設置及び仕様

別紙「福山市広告付き窓口番号案内表示システム設置及び運用保守業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるところによる。

5 応募資格

応募しようとする事業者は、次の要件を全て満たすこととする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) この募集の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市から指名除外措置若しくは指名留保の措置又は入札参加資格の取消を受けていない者であること。

- (5) 本市に納付すべき市税及び国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当しない者であること。
- (7) 福山市内に本店、支店又は営業所等を有し（2026年（令和8年）10月31日までに開設予定を含む。）、迅速かつ具体的な連絡及び調整が可能であること。
- (8) 地方公共団体において広告付き窓口番号案内表示システム設置及び運用保守業務の設置実績を有すること。
- (9) 2026年（令和8年）11月1日から支障なく業務を行うことのできる機器を配置できること。
- (10) 「福山市広告事業実施要綱」及び「福山市広告掲載基準」に準ずる広告掲載基準を有すること。

6 募集方法

(1) 募集要項及び仕様書の配布

ア 配布期間

2026年（令和8年）2月2日（月）から同月20日（金）まで

イ 配布場所

福山市ホームページ（<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>以下同じ。）からダウンロードすること。

なお、本庁及び拠点支所でも入手することができる。

(2) 募集期間及び募集方法

ア 募集期間

2026年（令和8年）2月2日（月）から同月20日（金）（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）の8時30分から17時までの間とする。

イ 募集方法・応募先

(7) 「ウ 提出書類」に掲げる書類を「11 担当課」まで持参又は郵送すること。

(4) 郵送の場合は、募集期間までの必着とする。

ウ 提出書類

応募者は、次に掲げる書類を7部（正本1部、副本6部）及びPDFデータを提出すること（(7)、(7)、(7)及び(7)については、提出日の3か月前の日以降に発行されたもの。）。

(7) 広告付き窓口番号案内表示システム設置及び運用保守業務申込書（様式1）

(4) 誓約書（様式2）

(7) 会社概要（事業内容、経歴などがわかるもの、提出期限の属する事業年度の直

前の事業年度の財務諸表（法人の場合は、直前１事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し）

- (エ) 設置実績書（様式３）（２０２６年（令和８年）１月１日現在）
- (オ) 提案書（任意様式）
- (カ) 設置する機器のカタログ等（機能、性能及び定格消費電力が分かるもの）
- (キ) 広告料提案書（様式４）
- (ク) 市税の完納証明書（原本。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のない者は申立書（様式５）を提出すること。）
- (ケ) 納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書（その３未納の税額がないこと用。））
- (コ) 広告の内容を審査する基準及び審査体制が分かるもの（任意様式）
- (サ) 商業登記簿謄本（写しでも可）
- (シ) 印鑑証明書（原本）

※正本には代表者印を押印すること。副本はコピーでも構わない。

(3) 質問事項の受付及び回答

業務の内容、応募手続等について質問事項がある場合には、次のとおり質問書を提出すること。

ア 受付期間

２０２６年（令和８年）２月２日（月）から同月９日（月）１７時まで

イ 質問事項提出方法

質問書（様式６）を「１１ 担当課」に記載の電子メールアドレスに送付すること。

なお、送付後に電話連絡を入れること。

ウ 回答期日及び回答方法

２０２６年（令和８年）２月１７日（火）までに福山市ホームページにて回答を公開する。

(4) プレゼンテーションの実施

ア 実施日 ２０２６年（令和８年）３月１７日（火）

※実施日は変更となる場合がある。この場合、応募者に通知する。

イ 場所 福山市役所内（福山市東桜町３番５号）

※プレゼンテーションはWeb会議システムを活用する可能性がある。応募者には、別途詳細を通知する。

ウ 時間 プレゼンテーション ３０分以内 評価員からの質疑 ３０分程度

エ 注意事項

(7) 当日の詳細なタイムテーブルは、後日、各応募者に通知する。

(イ) プレゼンテーションは非公開で実施し、応募者は他の応募者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

(ウ) プレゼンテーションの実施に要する費用は、全て応募者の負担とする。

(5) 応募書類作成等に当たっての留意事項

ア 応募書類は、A4版で作成し、ファイルにとじること。

なお、A3版の資料は、折りたたんでファイルにとじることができれば可とする。

イ 提案書に使用する文字の大きさは、10.5ポイント以上とすること。

なお、文字数の制限は設けない。

ウ カラー刷り又は写真・絵・図・表等を挿入しても差し支えない。

エ 応募書類提出後の記載内容の変更や差し替えはできないものとする。

(6) 応募の辞退

応募後に辞退するときは、応募辞退届（様式7）を「11 担当課」に提出すること。

(7) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 異なる提案を複数提出したとき。

イ 応募書類の記載に虚偽又は不正があったとき。

ウ その他応募に際して不正な行為があったとき、又はこの要項に定める手続によらなかったとき。

(8) その他応募に当たっての留意事項

ア 応募に際して必要となる費用は、応募者の負担とする。

イ 提出書類及びデータは、返却しない。

ウ 提案は1案とする。

エ 提出された提案書の著作権はその提出者に帰属することとする。

なお、福山市は候補者の選定や福山市議会、報道機関及び福山市の広報媒体への情報提供及び掲載のために無償で使用（複製を含む。）することができるものとする。

7 事業者の選定及び契約締結

(1) 事業者の選定方法は、次のとおり。

ア 提出書類の審査及び応募者によるプレゼンテーションを実施し、広告付き窓口番号案内表示システム設置事業者評価委員会にて、提案内容、機器の性能、体制、広告料の金額、実績等を総合的に評価して候補者を選定する。

イ 評価の結果、合計点が6割以上かつ最も評価の高い応募者を候補者とする。

ウ 評価員による評価が高い順に、候補者1者、次順位者1者を選定する。

エ 応募者が1者の場合でも実施する。

オ 応募者がいない場合は、改めて事業者の募集を行う。

(2) 契約締結に当たっての留意事項

候補者とは、この応募内容等を踏まえ契約を締結するが、契約締結の交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次点の応募者（評価が基準点を超えている者に限る。）を候補者とし、契約締結の交渉を行う。

8 採点基準

評価項目	内容	配点
導入実績	・ 同等システムの導入実績	5 点
基本的な考え方	・ 目的に基づいた考え方	5 点
広告審査体制	・ 広告掲載内容の審査体制 ・ 外部審査機関による審査	15 点
システム等の 提案内容	・ 番号発券機の機能評価 ・ 呼出モニター・操作機の機能評価 ・ 交付モニター・操作機の機能評価 ・ 集計機能 ・ ユニバーサルデザインへの配慮	55 点
運用支援	・ 障害発生時の対応 ・ 広告掲載に係る問題発生時の対応 ・ サポート体制 ・ 行政情報放映の対応	30 点
プレゼンテーション	・ 論理性・熱意	10 点
歳入確保	・ 広告提案価格	10 点
	合計	130 点

9 選考結果通知

第一順位及び第二順位の候補者を決定したときは、その旨を記載した書面を決定の日から 5 日以内に当該事業者へ送付する。

選考結果については、応募のあった事業者全てに通知書を発送するとともに、福山市ホームページで公表する。

10 スケジュール（予定）

年月日	事項	備考
2026 年（令和 8 年） 2 月 2 日（月）	公告・募集要項配布	福山市ホームページにて公表
2 月 9 日（月）	質問受付期限	電子メールにて提出

年月日	事項	備考
2月17日（火）	質問に対する回答期限	福山市ホームページにて回答
2月20日（金）	応募書類提出期限	17時までに必着
3月17日（火）	審査及びプレゼンテーション	詳細は応募者に後日連絡
3月26日（木）まで	審査結果の公表	福山市ホームページにて公表
5月末まで	契約の締結	
11月1日（日）	運用開始	

1.1 担当課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

福山市市民局市民部市民課（福山市役所本庁舎1階）

電話番号 084-928-1057（直通）

アドレス shimin@city.fukuyama.hiroshima.jp